

本件で公表する内閣府令等により改正する内閣府令等の一覧

1. 株式会社国際協力銀行法の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）
2. 信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）
3. 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成4年大蔵省令第69号）
4. 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）
5. 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成21年内閣府令第72号）

2. 労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令

1. 労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第10号）

3. 農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令の一部を改正する命令

1. 農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成21年内閣府・農林水産省令第12号）

4. 信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件等の一部を改正する件

1. 信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成18年金融庁告示第36号）
2. 信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成18年金融庁告示第37号）

5. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

1. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）